平成２６年（フ）第１４８５号
神奈川県藤沢市円行２丁目２番地の11エトワール湘南Ａ104
債務者　庄子　信嘉
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９８号
神奈川県綾瀬市寺尾中３丁目19番15号　ビラたちばな201
債務者　橘川みゆき
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１７号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区８棟502号
債務者　金子　和子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１９号
横浜市西区岡野１丁目４番５号　西岡野荘５号
債務者　小高　正和
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２５号
横浜市旭区上川井町154番地５　カーサラッタ101
債務者　森　　育代（旧姓寺村・堀）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５３号
北海道旭川市東光７条６丁目２番15号
債務者　木下　雄太
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
熊本県八代市井上町776番地１　203
債務者　村田みほ子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第７０号
栃木県小山市東城南２丁目40番地11　プルミエールサンコウ308号
債務者　本間　愼治
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１４２２号
横浜市緑区長津田３丁目24番１号　ビューテラスＯＫＡＢＥ201号
債務者　山田　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９７号
東京都日野市豊田２丁目55番地の23
債務者　遠藤　克代
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３７号
岡山市南区千鳥町26番６号サンライズ千鳥106号、旧住所岡山市南区海岸通２丁目１番２―10号
債務者　和氣登志子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
岡山県倉敷市下津井３丁目223番地メゾンメールＢ103、旧住所岡山県倉敷市児島上の町２丁目３番13号ラ・フィーネ102号室
債務者　古川美奈枝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４２９号
神奈川県中郡大磯町大磯1018番地　ユニーブル大磯201号、前住所神奈川県中郡大磯町東小磯1007番地８
破産者　河野　　卓
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０１号
北海道沙流郡日高町富川北３丁目３番16号
破産者　谷崎木材産業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２号
群馬県藤岡市東平井227番地
破産者　有限会社原田建設
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３２号
埼玉県越谷市蒲生茜町34番地２　ニックハイム111、開始決定時の住所埼玉県春日部市六軒町393番地
破産者　今村　　猛
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係